

5

ニース国際分類の改正

ニース国際分類とは、ニース協定に基づいて採択・公表された、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」（正文は英語及び仏語）をいう。

2001年7月現在、ニース国際分類の採用国は協定加盟国66か国を含め、世界160か国以上で採用されている。我が国では、1990年2月20日にニース協定へ加盟してニース国際分類を副次的に採用し、1992年4月1日から主たる体系で採用してきた。

これまで、ニース国際分類は数度の改正を経て、1997年1月から第7版を採用してきたが、これを4年間に渡りニース協定加盟国及びWIPO国際事務局で改正のための検討を行った結果、2000年10月に開催された「ニース国際分類に関する第18会期専門家委員会」において、ニース国際分類表第8版改定案が採択され、併せて第8版の効力発生日を2002年1月1日とすることが決定された。

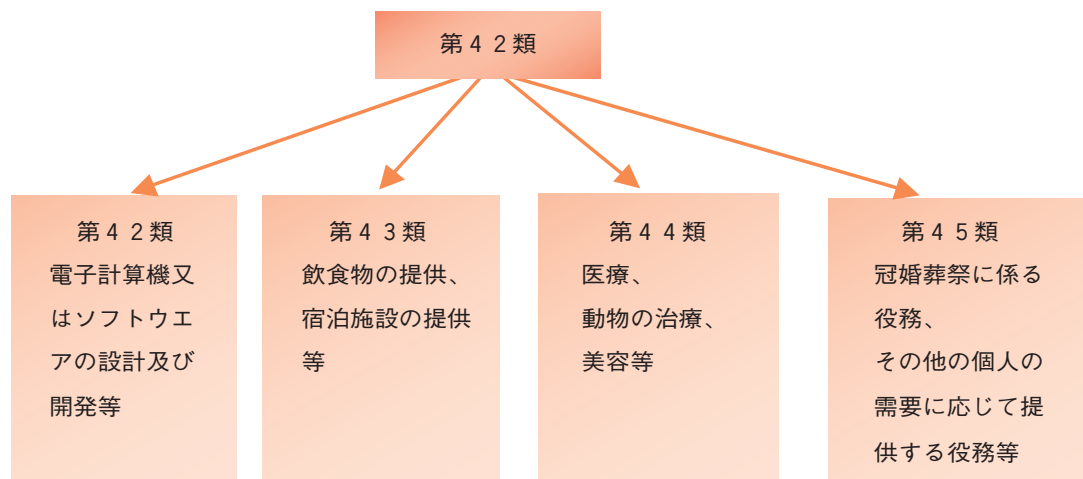
なお、「ニース国際分類に関する第18会期専門家委員会」において、次回のニース国際分類の改正については、3年後に行うとする意見が出されたが、議論の結果、国際事務局より3年とするが5年に延長する可能性を残す妥協案が示され採択された。

【これまでの改正】

第1版	1963年発効	
第2版	1971年発効	
第3版	1981年発効	
第4版	1983年発効	
第5版	1987年発効	← 副次的体系として採用開始
第6版	1992年発効	← 主たる体系として採用開始
第7版	1997年発効	
第8版	2002年発効	

第8版の主な項目（第7版の主な改正項目）

○肥大化した現行の第42類のサービスを第42類～第45類の4つの類に分ける再構築を行った。



○商品・サービス等の改正項目は、以下の293項目

新規追加	238
削除	14
類又は表現変更	27
類見出し等変更	4

今回のニース国際分類の改正により、我が国の商標法施行令第1条の別表及び商標法施行規則第6条の別表を改正し、2002年1月1日より施行することとした。